第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び	その旨
	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十条第四項ただし書を削り、同条第八項中「第九条の二十七第一項」を「第九条の二十六第一項」に改める。

第十条の二の八第五項を同条第八項とし、同条第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第一項中「第三百二十一条の八第四十二項後段」を「第三百二十一条の八第四十二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第三百二十一条の八第四十二項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

2　前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村長に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行つた場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3　第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

第十条の二の十五中「外壁」を「外壁仕上」に、「内壁」を「内壁仕上」に、「天井」を「天井仕上」に、「外部仕上」を「外壁仕上」に、「内部仕上」を「内壁仕上」に改める。

第十条の十三の五を第十条の十三の六とし、第十条の十三の四を第十条の十三の五とし、第十条の十三の三を第十条の十三の四とし、第十条の十三の二の次に次の一条を加える。

（政令第五十一条の十五の十一第一項の証明がされたもの）

第十条の十三の三　政令第五十一条の十五の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する洪水吐ゲート等に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により同項に規定する河川管理者の証明がされたものとする。

第十五条の九第三項中「及び第十五条の十一において「適用関係告示」を「において「適用関係告示」に改め、同条第五項第二号中「第八項第二号」を「次号及び第八項第二号」に、「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に改め、同項に次の一号を加える。

三　燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十五条の九第八項第二号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百二十」を「百二十五」に改め、同条第九項中「令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」に、「次項」を「以下この条」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第三号」に改め、同条第十一項の表第五項第二号の項中「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に改め、「十・十五モード燃費値（」及び「平成二十二年度基準エネルギー消費効率（」の下に「次号及び」を加え、「百分の百六十五」を「百分の百六十二」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、「方法（」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第五項第三号	燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
		その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十五条の九第十一項の表第八項第二号の項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百二十」を「百二十五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十七」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第四百四十六条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

11　法第四百四十六条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

12　法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

13　法第四百四十六条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

14　法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

15　法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百九以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

第十五条の十一第一項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。